

平成 29 年 8 月から

70歳以上の高額療養費制度が見直されます

平成 29 年 8 月から現行の高額療養費制度が見直され、70 歳以上の方の 1 か月あたりの自己負担限度額が下表のとおり上げられます。なお、平成 30 年 8 月からは、さらなる上げが予定されています。

● 現行区分 (平成 29 年 7 月まで)

負担区分	自己負担限度額	
	外来 (個人)	外来+入院 (世帯全体)
一定以上所得者 ※ 1	44,400 円	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1%
一般	12,000 円	44,400 円
低所得者 II (住民税非課税)	8,000 円	24,600 円
低所得者 I (低所得 II のうち一定の基準に満たない人)	8,000 円	15,000 円



● 新区分 (平成 29 年 8 月から)

自己負担限度額	
外来 (個人)	外来+入院 (世帯全体)
57,600 円	変更なし
14,000 円 ※ 2	57,600 円 < 44,400 円 > ※ 3
変更なし	変更なし
変更なし	変更なし

※ 1 標準報酬月額が 28 万円以上の 70 歳以上 75 歳未満の組合員およびその被扶養者であり、かつ年間収入が 520 万円 (70 歳以上の被扶養者がいない場合は 383 万円) 以上である者を指します。

※ 2 新たに、自己負担額の年間 (前年 8 月 1 日から当年 7 月 31 日まで) の合計額に対して、144,000 円の算定基準額が設けられます。

※ 3 <> は、直近 12 か月間に 3 回以上高額療養費の支給を受けた場合の 4 回目以降の金額です (多数該当)。